



# 平成27年度 与謝野町予算編成方針

「水・緑・空 笑顔かがやくふれあいのまち」をめざして

# 与謝野町の財政状況

## ■ 予算規模の肥大化、予算規模の圧縮

合併した初年度の平成18年度の一般会計予算は、106億円規模であったものが、平成26年度6月肉付け後の予算は117億円規模まで肥大化しています。

平成28年度から交付税の段階的縮減が始まり、一本算定となる平成33年度の普通交付税額は、平成27年度と比較し、約8億円の減少が見込まれています。そのため平成33年度には、予算規模を約100億円程度までに圧縮する必要があります。

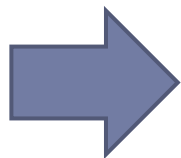
## ■ 歳入・歳出の動向

### < 歳入 >

- ① 町税等の自主財源が30%に満たない状況で、交付税等の依存財源に頼った脆弱な財政基盤
- ② 合併による普通交付税の特例措置が平成28年度以降5年間をかけ遡減
- ③ 合併特例事業債の活用は関連法案の成立により平成32年度まで延長可能

### < 歳出 >

- ① 加悦中学校改築、新ごみ処理施設の建設、認定こども園の建設などの大型普通建設事業の実施
- ② 老朽化した公共施設、道路、橋りょうなどの維持補修費、改修工事費の増大
- ③ 特別会計への繰出金の増加
- ④ 大型普通建設事業実施に伴う、公債費及び町債残高の増加



歳入が減少する中、現在のままの行政サービスを維持していくことはできません。  
事務事業の見直しや廃止を徹底し、さらなる効率的な行政運営が必要

# 合併特例措置の終了

## ■合併特例事業債(充当率:95%、普通交付税算入率:元利償還金の70%)の発行

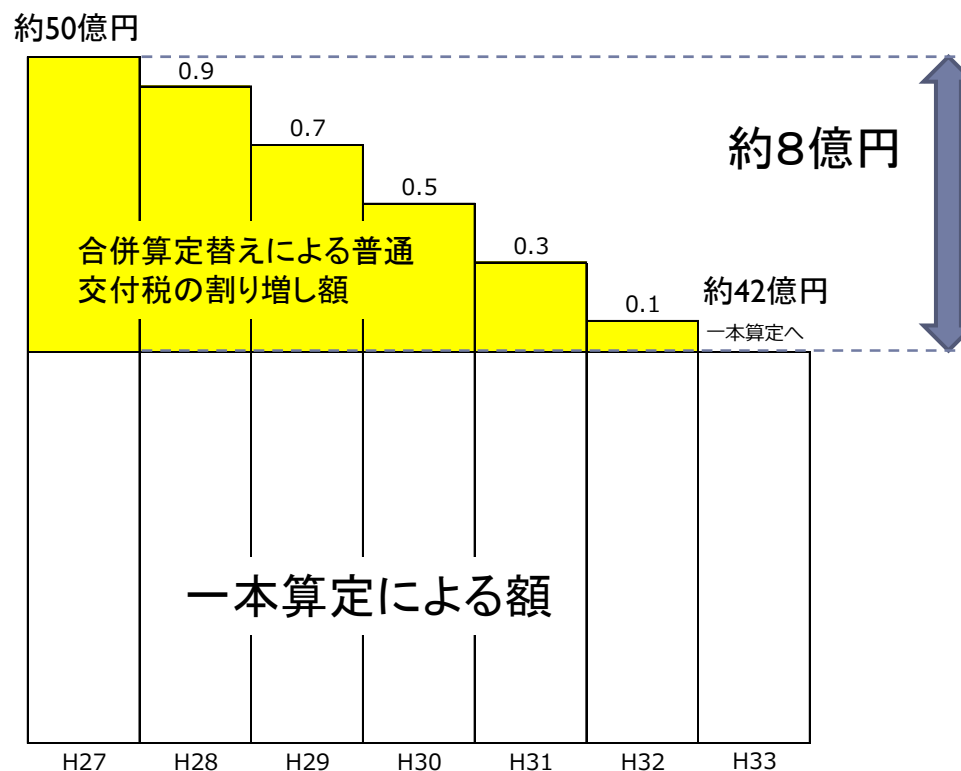
現在、普通建設事業等を実施する際は、殆どの事業において後年度に普通交付税措置される合併特例事業債を発行しています。

この財源的に有利な起債(借金)の活用は、関連法案の成立により「平成32年度まで延長」可能となりましたが、大型普通建設事業の動向により発行限度額に達するとも考えられます。

## ■普通交付税の合併算定替えの終了

普通交付税は、平成27年度をもって合併特例の合併算定替え(旧3町の合算)がなくなり、平成28年度から平成32年度までの5年間で、段階的に縮減し、平成33年度からは一本算定(本来の交付額)となり、以降は平成27年度と比較し、約8億円が縮減されると試算しています。

このような状況から、歳出規模の早期抑制を図る必要があります。



# 平成27年度予算編成の基本方針

## <基本方針>

「水・緑・空 笑顔かがやくふれあいのまち」を実現するために、「みんなの知恵や技術が響き合い、新しい価値を生み出すことができるまちづくり」を進めていきます。

## <4本柱>

1. 第1次与謝野町総合計画後期基本計画の推進
2. 第2次与謝野町行政改革大綱実施計画の推進
3. 「持続可能なまちづくり」の推進
4. 重点施策への取組み

# 1.第1次与謝野町総合計画後期基本計画の推進

---

後期基本計画で新たに設定した「ともにめざす与謝野ベンチマーク」の計画的推進を踏まえ、課内や関係する課、そして、関係団体等と再度調整を図り、推進すべき施策について具体化するよう努めてください。

また、総合計画に掲げている「基本施策」「施策方針」に基づき、「共助」「公助」で実施する施策については計画的、主体的に取り組み、「自助」「商助」で協力を求める施策についても創意工夫しながら、住民と一緒に、その推進を図ってください。

特に「地域共有型」、「地域共生型」、「地域密着型」、「地域循環型」への共同実践事業は各課横断的な調整のもと、積極的に取り組んでください。

## 2.第2次与謝野町行政改革大綱実施計画の推進

---

「与謝野町第2次行政改革大綱」の基本方針に沿った実施項目の実行による全体収支の黒字化、経常経費削減に努めるとともに、「実施計画」の実現に向けた予算となるよう配慮してください。

既に実施している「事務事業の見直し」においても、実施すべきとしたものはもとより、その他の事務事業においても再精査のうえ、効率性の低いもの、あるいは時代の要請に合わないもの等については、廃止を含めて見直しを行ってください。

役場内部の改革を行うことなく住民に負担のみを求めるだけでは理解を得ることはできません。まず役場内部の経費について徹底的に見直しを行った上で、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を基本にし、事業にメリハリをつけ、必要性の高いものと、そうでないものを区別してください。

### 3. 「持続可能なまちづくり」の推進

---

ここ数年、国の経済対策等により予算規模が大幅に膨らんでいます。

「与謝野町の財政状況」、「合併特例措置の終了」で記述しましたとおり、平成28年度からの普通交付税の段階的縮減が始まります。歳出規模の早期抑制に向けた予算要求としてください。

<取組内容>

#### (1) 各種補助金の5%カットの継続

各種団体、企業、個人向け補助金の5%カットを継続とし、予算要求をしてください。

#### (2) 予算要求精度の向上による予算額の抑制

毎年、年度末には多くの不用額により多額の減額補正をしています。

例えば、業者等の見積による予算要求の積算であっても、内容の精査、調整するなど、予算要求精度の向上に努めてください。

また、予算科目「細節」毎に年間執行額の積算に余裕が見込まれているため、節全体で見ると、その余裕が積み上がり多額の不用額になっているケースもあります。

それぞれ事業において前年度決算額、現年度執行状況の精査を行い、予算要求額の抑制に取り組んでください。

## 3. 「持続可能なまちづくり」の推進

---

### (3) 繰出金抑制に向けた各特別会計の財政計画の作成

議会からの指摘にもありますように、一般会計から特別会計への繰出金が大変増加しており、一般会計の大きな負担となっています。

料金等の改正、事務事業の見直し等による繰出金抑制に向けた財政計画を提出してください。

### (4) 事務事業見直し調書の作成

平成28年度から交付税の遞減が始まり、何も取り組まずに、現状の行政サービスを維持していくことはできません。

事務事業見直しには、聖域は設けず、国・府の補助金が交付されている事業においても、事業効果を再確認し、廃止・縮小を検討してください。

特に一部の限られた受益者に対する公費支出となっている事業等は、事業の存続を含めて再検討してください。

この事務事業見直しにおいて、段階的な見直しや激変緩和措置を要する場合は、必ず翌年度以降の制度見直し案を提示してください。



## 3. 「持続可能なまちづくり」の推進

---

### (5) 受益者負担の見直し

施設利用や各種行政サービスの提供に際して、受益者に応分の負担を求めることは、住民間の公平を図るうえで極めて重要です。施設やサービスの利用者、事業参加者等に対し、適正な受益者負担を生じさせる料金設定にすべきであり、固定観念にとらわれることなく、受益者負担の見直しを行ってください。また、各種減免制度についても見直しを行ってください。

なお、段階的な見直しや激変緩和措置を要する場合は、必ず翌年度以降の制度見直し案を提示してください。

## 4.重点施策への取組み

---

私が掲げている以下の6つの政策について、26年度から取り組んでいる事業については、更に一歩進んだ施策を取り組む予算としてください。  
また、新たに27年度から取り組む施策については、地域や団体等と調整を図りながら、確りとした事業計画を作成の上、予算要求をしてください。

① 新しい視点で産業振興策を実現

② 観光振興、交流人口事業の促進を実現

③ 地域密着型の福祉政策を実現

④ 新たな視点での子ども子育て支援策を実現

⑤ 未来を見据えた教育施策を実現

⑥ 徹底した情報の透明化、どなたでも参画できる町政を実現